主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告人は、「原裁判を取消す。本件競売手続を続行する」旨の決定を求め、その 理由として別紙抗告理由書記載のように開示した。

原裁判所が、本件競売手続の取消をなした理由は、本件強制競売の目的たる不動産の最低競売価額は金八二万四七九〇円であるところ右金額によつては「本件差押債権者の債権に先だつ不動産上のすべての負担及び手続費用を弁済して剰余を得る見込がない」というのである。ところで、一件記録によれば、本件競売手続における差押債権者の債権に先だつ不動産上の負担としては、申立外株式会社東海銀行が執行債務者に対して有する、債権極度額を金一三〇万円とする昭和二七年六月一〇日附根抵当権設定契約にもとづく根抵当権だけであつて、右以外は本件不動産上の負担と目すべきものは存在しない。

(大野電子) (大野電子)

従つて、原裁判所が上述するところと同様の見解に立ち、本件競売不動産の最低 競売価額をもつて右不動産上の負担を弁済して剰余なき場合と認め、本件競売手続 を取消したことは、もとより違法の処置と認め得ず、抗告人の主張は採用し難い。 よつて、本件抗告は理由なきものとして、これを棄却すべく、抗告費用の負担に つき民事訴訟法第九五条第八九条を適用して、主文のように決定する。

(裁判長裁判官 石谷三郎 裁判官 山口正夫 裁判官 吉田彰)